

2019年1月17日

「はるか夢の址」大阪地裁の判決についてのコメント

平素より弊社の出版活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日1月17日に大阪地方裁判所は、いわゆる海賊版リーチサイト「はるか夢の址」における出版物の無許諾アップロード事件について判決を下しました。当該サイトを運営していた主犯格の男性3名は、それぞれ懲役3年6ヵ月、懲役3年、懲役2年4ヵ月の有罪判決となりました。元大学院生をはじめ、主犯格の3名すべてに執行猶予のつかない実刑判決が下されたことは重大な意義があると考えます。

当該の3名は共謀し「はるか夢の址」において弊社の漫画作品等のコンテンツを、漫画家ら権利者に無許諾で公開していたものです。「はるか夢の址」に関しては、これまで当該3名のほか、複数のアップロード行為者も懲役刑の有罪判決を受けています。このなかには主婦等も含まれており、安易な目的で著作権侵害行為に手を染めた結果、重大な責任を生じることが明らかになったといえます。

また、当該のサイトは上記のとおり「リーチサイト」と呼ばれる形式のサイトですが、アップロード自体にかかわらないことで法の網をくぐる「リンクを貼る」行為に対しても、現在、違法化を進める法改正が審議されているところであり、弊社としてはその議論の行方を注視しております。

「はるか夢の址」にとどまらず、悪質な著作権侵害行為で漫画家や作家の創作努力を踏みにじる海賊版サイトには、今後も刑事告訴・民事提訴等の断固たる姿勢で臨んでまいります。

講談社 広報室